明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○植物防疫法施行規則の一部を改正する省令（農林水産七〇）　一

〔告　示〕
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（財務二三七～二四四）　三
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示（同二四五～二四七）　一〇
○イスラエル産ハス種のアボカドの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を制定する件（農林水産一九二〇）　三
○南大東空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件（国土交通一〇九〇）　三
○与那国空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件（同一〇九一）　三
○自動車の型式を指定した件（同一〇九二～一一七一）　四
○自動車の型式についての指定を取り消した件（同一一七二～一一八五）　三
○自動車の共通構造部の型式を指定した件（同一一八六～一二〇九）　三六
○自動車の装置の型式を指定した件（同一二一〇～一二四四）　六
○自動車の装置についての型式の指定を取り消した件（同一二四五～一二五一）　三
○自動車の装置の指定製作者等の住所を変更した件（同一二五二）　三
○指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加した件（同一二五三～一二六〇）　三
○小型特殊自動車の型式を認定した件（同一二六一～一二六六）　四
○原動機付自転車について製作廃止の届出があった件（同一二六七）　三
○検査対象外軽自動車について製作廃止の届出があった件（同一二六八）　三
○進入管制区を指定する告示の一部を改正する件（同一二六九）　三
○航空交通管制区又は航空交通管制圏のうち計器飛行方式により飛行しなければならない空域を指定する告示の一部を改正する件（同一二七〇）　四
○航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示の一部を改正する件（同一二七一）　四

〔公　告〕
諸事項
官庁
製造たばこ小売定価関係　四
裁判所
破産、免責、再生関係　四
特殊法人等
年金積立金管理運用独立行政法人令和元事業年度財務諸表、日本弁護士連合会懲戒の処分関係　四
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　四
会社その他
会社決算公告　六

省令

○農林水産省令第七十号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十月八日

農林水産大臣　野上浩太郎